

森林管理に関する委託契約書

委託者前田建設工業株式会社(以下「甲」という。)と受託者 伊賀森林組合 (以下「乙」という。)とは、森林環境創造事業実施要領 (平成17年5月16日 環森 第06-58号。以下「要領」という。)及び伊賀市補助金等交付規則 (平成16年11月1日 規則 第76号。以下「規則」という。)に基づき、甲の所有する森林の公益的機能を持続的かつ高度に発揮させるため、次の条項により森林管理に関する委託契約を締結する。

(委託業務)

第1条 甲は、甲の所有する下記の森林(以下「対象森林」という。)を環境林として適正に管理することによりその公益的機能を持続的かつ高度に発揮させるため、三重県が後日認定する乙の「環境林整備計画」に基づく対象森林の整備・保全等業務の実施を、乙に委託するものとする。

所在地	林班	小班	枝班	樹種	林齢	面積(ha)
(別紙)						
計						

※備考：林齢、面積は、森林簿の面積、林齢とする。

(委託期間)

第2条 委託業務の委託期間は、平成18年12月15日から平成39年3月31日までとする。

(委託業務に要する経費)

第3条 委託業務の実施に要する経費については、要領及び規則に基づき、乙が伊賀市に対して補助金の交付を申請するものとする。

2 委託業務の実施に要する経費について、甲の負担はないものとする。

(甲の遵守事項)

第4条 甲は、乙が対象森林において行う森林整備に関して、異議を申し立てないものとする。

2 甲は、対象森林において森林施業は行わないものとする。ただし、あらかじめ乙の承諾を得た場合は、この限りではない。

3 甲は、対象森林の権利を第三者に譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を通知しなければならない。

4 甲は、対象森林の権利を第三者に譲渡するときは、当該第三者にこの契約を承認させなければならない。

5 甲は、甲が前各項の規定に違反したことにより、又は、甲の責に帰すべき事由により、乙が第3条に規定する補助金の全部又は一部を返還したときは、当該返還金相当額を乙に支払わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第5条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括再委託等の禁止)

第6条 乙は、委託業務を一括して第三者に委任し、又は、請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(伐採木の取り扱い等)

第7条 対象森林における伐採木は、乙の権限において処分するものとする。

2 乙は、伐採木の処分により収入が発生した場合は、県が作成する森林環境創造事業標準搬出経費単価表に基づき収益相当額を算定するものとし、収益相当額が発生したとき当該収益相当額を委託業務の実施に要する経費に充てるものとする。

(公租公課等)

第8条 対象森林に係る公租公課及び林道その他公共施設設置に伴う受益者負担金については、甲が支払うものとする。

2 対象森林に関して第三者が支払う賠償金又は補償金は、甲が受け取るものとする。

(甲の解除権)

第9条 甲は、次の各号に一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 乙が、認定林業事業体の認定を取り消されたとき
- 二 乙が、契約を履行することが困難となったとき
- 三 乙が、正当な理由なく環境林整備計画のとおり森林施業を行わないとき
- 四 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成できないと認められるとき

2 甲は、前条の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を乙に請求することができる。

(乙の解除権)

第10条 乙は、甲が契約に違反し、その違反により契約の履行が困難となったときは、契約を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第11条 乙は、契約が解除された場合において、対象森林に乙が所有又は管理する資材、建設機械器具その他の物件があるときは、速やかに当該物件を撤去しなければならない。

第12条 地元関係者との交渉等は、乙が行うものとする。

2 前項の場合において、乙は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

(土地への立入り)

第13条 乙が委託業務実施のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、乙がその承諾を得るものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第14条 委託業務を行うにつき第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその賠償額を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 前項の場合委託業務以外の業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第15条 天災等で甲乙双方の責に帰することができないもの(以下「不可抗力」という。)により、対象森林に被害が生じたときは、乙は、その事実を発生後直ちに甲及び伊賀市に通知しなければならない。

2 乙は、前項の場合直ちに調査を行い、伊賀市及び甲と協議してその処理に、解決にあたるものとする。

(疑義等の解決)


第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じた事項については、必要に応じ甲乙協議の上決定するものとする。


この契約の締結を証とするため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成18年12月15日

東京都千代田区富士見二丁目10番26号

住所 前田建設工業株式会社

氏名 代表取締役社長 前田 靖 

住所 三重県伊賀市ゆめが丘七丁目7番地の1
名称 伊賀森林組合
代表者 代表理事組合長 西口 策 

北山宮
北山宮
北山宮
伊勢路
伊勢路
伊勢路
奥鹿野
奥鹿野
北山宮
北山宮
北山宮
北山宮
北山宮
北山宮
北山宮
北山宮
北山宮
北山宮
北山宮
北山宮
北山宮
北山宮
伊勢路
伊勢路
伊勢路
伊勢路
伊勢路
伊勢路
伊勢路
伊勢路
伊勢路
伊勢路

(別紙)

、甲
ふいと
を乙に
除す
毀機
地の
だし、
、甲乙
対象
な
の
二応じ
保有

所	在	地	林班	準林班	番号	枝番	混番	樹種	林令	面積(ha)
北山宮下	1676-94 , 1674-97 , 1674-95 , 1674-96 ,		30	ア	16	1	0	ヒノキ	40	0.19
北山宮下	1676-94 , 1676-95 , 1676-96 , 1676-97 , 1674-17		30	ア	18	0	0	スギ	45	11.31
北山宮下	1676-13 , 1676-14 , 1676-15 , 1676-16 , 1676-17		30	ア	18	1	0	スギ	40	6.30
伊勢路青山	1381-35		30	ア	26	1	0	ヒノキ	42	0.13
伊勢路青山	1381-36		30	ア	29	1	0	ヒノキ	49	0.64
伊勢路青山	1381-35		30	ア	30	1	0	ヒノキ	75	0.34
奥鹿野みごだ	347-9		36	ア	3	1	0	ヒノキ	75	0.03
奥鹿野みごだ	347-10 , 347-11 , 347-12		36	ア	4	1	0	スギ	37	0.44
北山宮下	1682-43		26	ア	94	1	0	その他L	65	0.18
北山宮下	1682-43		26	ア	95	0	0	ヒノキ	50	0.21
北山宮下	1682-43		27	ア	2	1	0	ヒノキ	39	0.17
北山宮下	1682-67		27	ア	3	1	0	スギ	35	0.08
北山宮下	1682-3		27	ア	6	0	0	ヒノキ	44	10.65
北山宮下	1682-3		27	ア	6	1	0	ヒノキ	39	10.65
北山宮下	1682-3		27	ア	9	1	0	その他L	44	0.31
北山宮下	1682-33		27	ア	10	0	0	ヒノキ	43	0.31
北山宮下	1682-33		27	ア	10	1	0	ヒノキ	38	0.11
北山宮下	1682-63 , 1681-122		27	ア	14	0	0	スギ	47	0.22
北山宮下	1682-63		27	ア	14	1	0	スギ	47	0.30
北山宮下	1682-62		27	ア	15	1	0	スギ	50	0.10
北山宮下	1682-18 , 1682-33 , 1682-62 , 1682-63		27	ア	17	0	1	スギ	50	1.30
北山宮下	1682-68 , 1682-33 , 1682-62 , 1682-63		27	ア	17	0	2	ヒノキ	50	1.29
北山宮下	1682-121		27	ア	19	1	0	ヒノキ	43	0.22
北山宮下	1682-130		28	ア	7	1	0	その他L	75	0.26
北山宮下	1681-130		28	ア	8	0	0	その他L	41	0.15
北山宮下	1681-130		28	ア	9	0	0	その他L	41	0.19
北山宮下	1681-130		28	ア	10	0	0	その他L	41	0.20
北山宮下	1683-186		28	ア	12	1	0	その他L	36	0.12
北山宮下	1683-186		28	ア	13	1	0	その他L	36	0.07
伊勢路青山	1353-1		36	ア	5	0	1	スギ	40	0.69
伊勢路青山	1353-1		36	ア	5	0	2	ヒノキ	40	0.68
伊勢路青山	1351 , 1351-2 , 1351-3 , 1351-5 , 1351-6		36	ア	6	0	1	ヒノキ	45	5.41
伊勢路青山	1351-7-9 , 1351-2 , 1351-3 , 1351-5 , 1351-6		36	ア	6	0	2	スギ	45	3.26
伊勢路青山	1351 , 1351-2 , 1351-3 , 1351-5 , 1351-6		36	ア	6	0	3	マツ	55	3.34
伊勢路青山	1268-18		36	ア	47	0	0	ヒノキ	42	0.16
伊勢路青山	1268-17		36	ア	48	0	0	ヒノキ	45	0.25
伊勢路青山	1268-17		36	ア	49	0	2	ヒノキ	70	0.23
伊勢路青山	1268-14-		36	ア	50	0	0	ヒノキ	43	0.38
伊勢路青山	1268-17 , 1268-18		36	ア	51	0	0	ヒノキ	45	0.40
伊勢路青山	1268-10 , 1268-11 , 1268-12		36	ア	52	0	0	ヒノキ	42	0.19

伊勢路青山 1268-9	36	ア	53	1	0	ヒノキ	8	0.35
伊勢路青山 1268-2 , 1268-10 , 1268-11 , 1268-12	36	ア	55	0	1	スギ	40	0.49
伊勢路青山 1268-2 , 1268-10 , 1268-11 , 1268-12	36	ア	55	0	2	ヒノキ	35	0.49
奥鹿野みごだ 347-5 , 347-6 , 347-7 , 347-8	36	ア	58	1	0	ヒノキ	46	0.35
伊勢路青山 1268-63 , 1268-64	36	ア	59	0	1	ヒノキ	41	0.60
伊勢路青山 1268-63 , 1268-64	36	ア	59	0	2	スギ	50	1.39
伊勢路青山 1268-64	36	ア	59	1	1	ヒノキ	36	0.59
伊勢路青山 1268-64	36	ア	59	1	2	スギ	45	0.59
伊勢路青山 1268-82	36	ア	60	0	0	スギ	42	0.06
伊勢路青山 1268-82	36	ア	81	0	0	ヒノキ	80	8.50
伊勢路青山 1268-82	36	ア	81	2	0	ヒノキ	75	0.12
伊勢路青山 1268-64	36	ア	81	3	0	ヒノキ	75	0.15
奥鹿野みごだ 347-19	36	ア	81	4	0	ヒノキ	75	0.40
奥鹿野梅野 129-25	96	エ	9	0	0	ヒノキ	41	0.01
奥鹿野梅野 129-7	96	エ	10	0	0	ヒノキ	37	0.90
奥鹿野みごだ 350-1	97	エ	9	0	0	ヒノキ	41	1.14
奥鹿野みごだ 350-1	97	エ	9	1	0	ヒノキ	36	0.71
奥鹿野登り尾 698-2	43	ア	1	1	1	スギ	29	0.98
奥鹿野登り尾 698-2	43	ア	1	1	2	スギ	29	0.42
奥鹿野登り尾 698-16 , 698-17	43	ア	2	0	1	スギ	50	3.50
奥鹿野登り尾 698-16 , 698-17	43	ア	2	0	2	スギ	41	3.50
奥鹿野登り尾 698-16	43	ア	2	0	3	スギ	6	5.05
奥鹿野登り尾 724-2	43	ア	2	1	0	スギ	36	0.95
奥鹿野登り尾 698-18	43	ア	3	0	0	スギ	41	0.50
奥鹿野登り尾 698-19	43	ア	4	0	0	スギ	43	1.40
奥鹿野登り尾 724-2	43	イ	1	0	0	スギ	50	0.75
北山宮下 1681-115 , 1681-104 , 1681-105 , 1681-106 , 1681-107	29	ア	3	0	1	スギ	43	2.20
北山宮下 1681-115 , 1681-104 , 1681-105 , 1681-106 , 1681-107	29	ア	3	0	2	ヒノキ	43	2.20
北山宮下 1681-110	29	ア	3	1	1	スギ	38	2.20
北山宮下 1681-110	29	ア	3	1	2	ヒノキ	38	2.20
北山宮下 1681-107	29	ア	4	0	0	ヒノキ	55	2.00
北山宮下 1681-105	29	ア	6	0	1	ヒノキ	55	0.30
北山宮下 1681-105	29	ア	6	0	2	ヒノキ	42	0.30
北山宮下 1681-98	29	ア	17	4	0	ヒノキ	39	4.00
北山宮下 1679-16	31	ア	32	1	0	スギ	75	0.04
北山宮下 1679-15	31	ア	34	0	0	ヒノキ	45	0.56
北山宮下 1679-14	31	ア	35	0	0	ヒノキ	45	0.35
北山宮下 1679-14	31	ア	36	0	0	ヒノキ	45	0.50
北山宮下 1679-13	31	ア	37	0	0	ヒノキ	45	0.52
北山宮下 1679-12	31	ア	38	0	0	ヒノキ	44	0.40
北山宮下 1679-11	31	ア	39	0	0	ヒノキ	44	0.50
北山宮下 1679-10	31	ア	40	0	0	ヒノキ	44	0.50

北山宮下	1679-10	31	ア	41	0	0	ヒノキ	44	0.65
北山宮下	1679-8	31	ア	42	0	0	ヒノキ	44	0.60
北山宮下	1679-7	31	ア	43	0	0	ヒノキ	43	0.55
北山宮下	1679-4	31	ア	44	0	0	その他L	90	0.55
北山宮下	1679-4	31	ア	45	0	0	その他L	90	0.72
北山宮下	1679-3	31	ア	46	0	1	スギ	44	0.30
北山宮下	1679-3	31	ア	46	0	2	ヒノキ	44	0.30
北山宮下	1679-1	31	ア	47	0	0	ヒノキ	40	0.40
北山宮下	1679-1	31	ア	47	1	0	ヒノキ	35	2.74
北山宮下	1679-1	31	ア	48	0	0	スギ	50	2.91
北山宮下	1679-1	31	ア	49	0	1	ヒノキ	90	0.50
北山宮下	1679-1	31	ア	49	0	2	ヒノキ	40	0.84
北山宮下	1679-1	31	ア	50	0	0	スギ	52	2.12
北山宮下	1679-1	31	ア	51	1	1	ヒノキ	75	0.10
北山宮下	1679-1	31	ア	51	1	2	スギ	50	0.44
北山宮下	1679-1	31	ア	55	1	0	ヒノキ	35	0.60
									128.44